



▼平成28年度年間保険料

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収	仮徴収	仮徴収	本徴収 (年間保険料) - 仮徴収額		

※8月は年間を通じてできるだけ均等になるように調整した金額となります

市役所高齢者介護課

介護保険料は本人の所得や年金収入額、世帯の課税状況によって決定します。28年度の所得は6月以降に決定するため、4月、6月の介護保険料の金額は、2月と同じ保険料額を年金から天引きで納めていただきます。これを仮徴収といいます。所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。



介護保険料を年金からの天引きで納めている方へ

介護保険料は本人の所得や年金収入額、世帯の課税状況によって決定します。

28年度の所得は6月以降に決定するため、4月、6月の介護保険料の金額は、2月と同じ保険料額を年金から天引きで納めていただきます。これを仮徴収といいます。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

所得や課税状況が確定した後、7月には28年度の介護保険料(年額)を算定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。



夜須中央公民館 ◆ 催し案内

申込みは夜須中央公民館へ直接、または電話(☎54-2121)で。詳しくはチラシをご覧ください。

5月15日(日) みそ作り教室

作る楽しみ、待つ楽しみ、食べる楽しみが味わえる自分だけの「手前みろ」を作ってみませんか?



- 時間 13:30~15:30
- 場所 夜須中央公民館 2階 調理実習室
- 対象 小学生以上で市内在住、在勤、在学の方
※小学3年生以下は保護者同伴。4月14日(木)までに定員に達しない場合は市外の方も可
- 定員 16人 ■受講料 2,000円 ■講師 宇田卓生
- 持ち物 大きめのボウル、エプロン、三角巾、手拭き用タオル、持ち帰り用のタッパー(2kgのみそが入る大きさ)
- 申込み締切り 5月6日(金)

5月28日(土) 手作り石けん教室

食用のオリーブオイルを使用し、100%天然の無添加石けん作りに挑戦します♪

- 時間 14:00~16:00
- 場所 夜須中央公民館 2階 調理実習室
- 対象 小学生以上で市内在住、在勤、在学の方
※小中学生は保護者同伴。4月14日(木)までに定員に達しない場合は市外の方も可
- 定員 15人 ■受講料 900円 ■講師 中島久枝
- 持ち物 エプロン、マスク、長袖の服
- 申込み締切り 5月19日(木)

高齢者生涯学習講座

- ①野市町高齢者生涯学習講座
- ②夜須町高齢者生涯学習講座

期間

- ①5月~29年3月
- ②4月~29年3月

場所

- ①のいづれあいセンター

- ②夜須中央公民館

対象 市内在住の60歳以上の人

申込み・問い合わせ

- ①野市高齢者クラブ地区会長
- ②夜須中央公民館



特定健診受診券の事前発行ができます

特定健診受診券は4月30日時点で国保に加入している40~74歳の方を対象に、5月下旬頃に郵送します。受診券郵送以前(4~5月下旬)に受診を予定している方は、受診券の事前発行を行いますので、市民保険課へご連絡ください。また、人間ドックを受診する



国民年金保険料の免除期間・猶予期間がある方へ

追納をおすすめします!

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくこととなります。

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

追納をおすすめします!

◆平成28年度◆

高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種

28年度の接種対象者・内容は下表のとおりです。期間内に忘れずに接種しましょう。

対象者①	65歳	昭和26年4月2日~昭和27年4月1日生
	70歳	昭和21年4月2日~昭和22年4月1日生
	75歳	昭和16年4月2日~昭和17年4月1日生
	80歳	昭和11年4月2日~昭和12年4月1日生
	85歳	昭和6年4月2日~昭和7年4月1日生
	90歳	大正15年4月2日~昭和2年4月1日生
	95歳	大正10年4月2日~大正11年4月1日生
対象者②	60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障害のある方(身体障害者手帳1級相当)	※予診票を発行しますので、事前にご連絡ください
	100歳	大正5年4月2日~大正6年4月1日生
実施期間	4月1日~平成29年3月31日	
実施場所	高知県内の委託医療機関 ※要予約	
自己負担金	2,000円	
	生活保護を受給している方は自己負担金の免除制度があります。接種する前に申請が必要です。28年1月から申請時に個人番号が必要になりましたので、個人番号通知カード・受給証明書を持参ください。詳細はお問い合わせください。	
医療機関に持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> • 予診票(対象者①の方には28年4月に郵送) • 本人を確認できるもの(健康保険証や運転免許証) • 対象者②の方は身体障害者手帳 	
接種回数	28年度中に1回	

※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の接種歴のある方は対象外です

問い合わせ/市役所健康対策課 ☎57-7516

老齢基礎年金の繰り上げ、繰り下げ

繰り上げ支給 老齢基礎年金は原則として65歳から受けることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。しかし、繰り上げ支給の請求をした時点(月単位)に応じて年金が減額され、その減額率(最大で30%)は一生変わりません。また、繰り上げ請求した後では障害基礎年金の支給を受けることはできなくなります。

繰り下げ支給

希望すれば66歳以降に増額した老齢基礎年金を受けることができます。繰り下げ請求をした時点(月単位)に応じて年金が増額され、その増額率(一月で0.7%、最大で42%)は一生変わりません。ただし、遺族年金等、他年金の受給権がある場合、繰り下げ請求ができません。また、振替加算については、増額の対象になりませんが、繰り下げ待機中は受けることができます。

問い合わせ

南国年金事務所 ☎088-864-1111 市役所市民保険課

火災事故に至る恐れ!

加湿器の回収にご協力ください。

TDKスチーム式加湿器 ※機種名は本体裏側のラベルに表示してあります



●リコール対象商品(右記4機種)お引き取りの際は、1台あたり5,000円お支払いします。

TDKスチーム式加湿器の上記4機種について、発煙・発火に至る恐れがあり、重大事故も発生しています。押し入れ・物置・倉庫など、いま一度確かめいただきますようお願いいたします。事故発生を未然に防止するため、引き続き製品回収にご協力をお願いします。該当製品にお心当たりの方は、下記のフリーダイヤル(無料)までご連絡ください。

回収専用フリーダイヤル TDK株式会社(加湿器お客様係) ☎0120-604-777

《受付時間》9:00~19:00(土・日・祝日も含む)

▼インターネットでもご案内しています。 http://www.tdk.co.jp



TDK株式会社